

名古屋市職員共済組合

短期給付財政安定化計画（データヘルス計画：第1期）【概要版】

1 計画について

1-1 短期給付財政安定化計画

厳しい収支状況の中、安定的に財政運営を行っていくためには、自らの現状を分析し、課題を抽出し、課題解決の方法を考え、実行していく必要がある。そのため、短期給付財政の分析を行うとともに、安定化のための具体的な対応と対策を定める。

1-2 データヘルス計画

政府の「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中で、国民の健康寿命の延伸が重要施策として掲げられ、その実現のために全ての健康保険組合に対して診療明細情報（以下「レセプト」という。）及び健診情報等のデータ分析に基づく、効果的・効率的な保健事業をPDC Aサイクルで実施するための事業計画、「データヘルス計画」の策定が求められた。

地方公務員共済組合においても、平成26年3月に「地方公務員等共済組合法第112条第3項に規定する地方公務員共済組合が行う健康保持増進のために必要な事業に関する指針」（以下「保健事業指針」という。）が改正され、同様に取り組むこととされた。

本組合においても、「短期給付財政安定化計画（データヘルス計画）」を策定し、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効果的・効率的な事業をPDC Aサイクルにより実施する。

1-3 計画期間

データヘルス計画の第1期については、平成27年度から平成29年度まで3年間の期間とし、第2期は「特定健康診査等実施計画（第3期）」に合わせた期間とすることとなっている。本組合においても平成27年度から平成29年度までの3年間の期間を第1期の計画期間として策定する。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
データヘルス計画			第1期			第2期				
特定健康診査等実施計画	第2期					第3期				

2 組合の現状と課題

2-1 短期給付財政の現状

組合員の給与水準に基づき決定される掛金・負担金の収入が大きく変動する見込みのない一方、高齢化の進展及び制度改正により高齢者に関する拠出金等の負担額は増加している。そのため、健康保険組合統合時から毎年収支不足が発生し、その対策として積立金を取り崩しつつ財源率を引き上げてきたこともあり、ようやく平成26年度に収支差引残が生じた。しかし、平成27年度は標準報酬制への移行に伴い組合員への負担が増加することから、財源率の大幅な引き下げを行っており、現行の財源率を継続したとすると、平成28年度以降は収支不足が発生すると見込まれる。

2-2 保健事業

特定健康診査等において、被扶養者の健康診査受診率及び保健指導実施率は低い状況が続いている。また、疾病統計の医療費分析において、平成 23 年度と平成 26 年度の 1 人当たり医療費を比較すると、組合員よりも被扶養者の方が増加割合が高い。

レセプトデータと特定健診等データについて、別々のシステムにより個別に分析を実施し、保健指導を実施する集団選定時の参考としているが、医療機関への受診状況と健康診断結果による健康状況の関連等の把握はできていない。また、実施結果においてデータ分析に基づく効果測定・評価は実施できていない。

3 事業の実施計画

3-1 医療費の適正化に向けた取組等

ジェネリック医薬品の使用促進及び柔道整復師等の施術に係る医療費の適正化について、これまでの取り組みの効果を検証しつつより効果的に実施する。

被扶養者の資格審査、医療費通知、レセプト点検及び第三者加害行為等の把握については、継続して実施する。

3-2 保健事業の実施計画

被扶養者の健康診断受診率及び保健指導の実施率を向上させるため、健診案内冊子の配付や未受診者に対する受診勧奨等を継続して実施するとともに、今後、被扶養者の健康管理及び疾病予防に係る自助努力の支援策について、仕組みづくりの調査・検討を行う。

レセプトデータと健診データを平成 27 年 9 月以降導入予定の特定健診等システム、レセプト管理・分析システム等により分析することにより、本組合における全体的な健康状況、受診状況及び医療費の状況を把握し、分析結果に基づいた成果目標（アウトカム）の設定や効果測定を行う等効果的・効率的な保健事業を P D C A サイクルにより実施する。また、レセプトデータと健診データを用いた保健指導を実施する。

3-3 実施体制

本計画の策定や実施内容に関する検討は、事業検討委員会（給付部会・事業部会）において行う。また、計画の実行や保健事業の実効性を高めるため、事業主との連携・協働（コラボヘルス）を推進する。

4 その他

4-1 健康情報（個人情報）の活用について

データヘルスについては、レセプトデータ、人間ドック等健診データ及び事業主健診のデータを分析・保健指導に利用することを想定している。個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、組合員の利益を損なうことのないよう適切な措置を講じる。また、本組合の個人情報保護や利用目的を定めた規程等について、必要に応じ改正等整備を行う。

4-2 外部専門業者の活用について

健診データ及びレセプトデータの分析等について、外部委託の検討を行う。